

千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）

2 改正の概要

（1）細則第11条第10号関係

自動運転技術の更なる進展に伴い、特定自動運行の許可を行う前の段階における公道実証実験や、自動運転の実用化のために必要となる新たな技術を用いて車両を走行させる公道実証実験についても、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第77条第1項の道路使用許可を受けて実施したいというニーズが生まれることが予想される。

そこで、これまでに許可対象行為としてきた遠隔型自動運転システム及び特別装置自動車に係る実証実験に加えて、それ以外の形態（遠隔操作できず車内にも操縦装置のない車両を使用するもの等）を含めて自動運転の実証実験が包括的に許可対象行為となるよう改正したものの。

（2）細則第2条の3第1項第4号ク（オ）関係

法第4条第2項の規定により同条第1項の規定による交通規制の対象から除く車両について、平成26年の児童福祉法の改正により、同法に小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事項が規定されたことに伴い、必要な規定整備をしたものの。

3 施行日

令和6年4月1日